

○自己負担分特別助成のご案内○

高崎市では平成26年4月1日から市独自の制度で、小児慢性特定疾病の受給者証を利用した際に医療機関等に支払った自己負担額（食事療養費は除く）を助成します。

（中学生以下は除く）

助成を受けるためには申請が必要です。

以下のとおり申請してください。

■ 助成の対象となる意見書

- 助成の対象は小児慢性特定疾病の受給者証を利用した際に医療機関等に支払った自己負担額です。

■ 助成を受けるための手続き

必要書類を添付して高崎市保健所 保健予防課に申請してください。

【助成申請の必要書類】

- 特別助成申請書

• 領収書（原本）

- 口座登録申請書（2回目以降の場合は不要です。）
- 振込先通帳のコピー（2回目以降の申請又は難病患者見舞金を受給している方は不要です。）

■ 注意事項

- 申請書受理後に申請内容の審査等を行うため、助成金の振込みには6ヶ月程度かかる場合があります。振込み時には通知等が出ないため、通帳の記帳によりご確認ください。
- 福祉医療等の他制度による医療費の助成等を受けることができるものについては、この制度の利用はできません。
- 特別助成申請は医療機関の受診日から2年以内に申請してください。
- 自己負担分特別助成の申請は数ヶ月分をまとめて申請することができます。
- 特別助成申請書が複数必要な場合は、適宜コピーしてご利用ください。
- 医療意見書特別助成、独自基準特別助成にも該当する方については、それぞれの助成の種類ごとに申請手続きを行ってください。

（口座登録は医療意見書助成又は独自基準助成を含めて、1回行っていただければ、2回目以降の独自助成申請の場合は不要になります。）

ご不明な点は、こちらにお問い合わせください。

高崎市保健所 保健予防課 難病対策担当
〒370-0829 高崎市高松町5-28
電話：027-381-6112（直通）